

## 第 51 回 保団連夏季セミナー・記念講演

### 医療・社会保障を基軸とする政治転換に向けて



中野 晃一氏（なかの こういち）  
上智大学国際教養学部教授

#### <略歴>

1970 年東京生まれ。政治学（日本政治、比較政治、政治思想）。  
東京大学（哲学）および英国オックスフォード大学（哲学・政治学）の両校を卒

業ののち、米国プリンストン大学にて政治学の修士号および博士号を取得している。1999 年より上智大学にて教鞭をとっており、2011 年 10 月より教授。2017 年 4 月より 2021 年 3 月まで学部長。

現代日本政治のさまざまな問題について、比較、歴史、思想的背景を重視した視座から研究を行ってきた。その研究課題は、グローバル化とナショナリズム、靖国問題、言語とメディアと政治、行政改革と天下り、地方分権、政策アイデアの国際的伝播など多岐にわたる。

研究活動のかたわら、海外および日本メディア（The Economist、BBC、Reuters、AP、New York Times、Washington Post、Wall Street Journal や NHK、朝日新聞、共同通信など）を通じて、しばしば日本の政治について論評を行っている。また、安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合、安全保障関連法に反対する学者の会、立憲デモクラシーの会などの呼びかけ人としても活動している。

### ＜主な著書＞

主著『野党が政権に就くとき-地方分権と民主主義』（人文書院）、『私物化される国家-支配と服従の日本政治』（角川新書）、『つながり変える 私たちの立憲政治』（大月書店）、『右傾化する日本政治』（岩波新書）、『戦後日本の国家保守主義-内務・自治官僚の軌跡』（岩波書店）、共著に『嘘に支配される日本』（岩波書店）、『「改憲」の論点』（集英社新書）、『いまこそ民主主義の再生を！新しい政治参加への希望』（岩波ブックレット）、『集団的自衛権の何が問題か』（岩波書店）、『街場の憂国会議』（晶文社）、『ヤスクニとむきあう』（めこん）など、日本再建イニシアティブ著『民主党政権失敗の検証 日本政治は何を活かすか』（中公新書）および『「戦後保守」は終わったのか 自民党政治の危機』（角川新書）ではプロジェクト座長を務めた。

2022 年 7 月 2 日

医療・社会保障を基軸とする政治転換に向けて

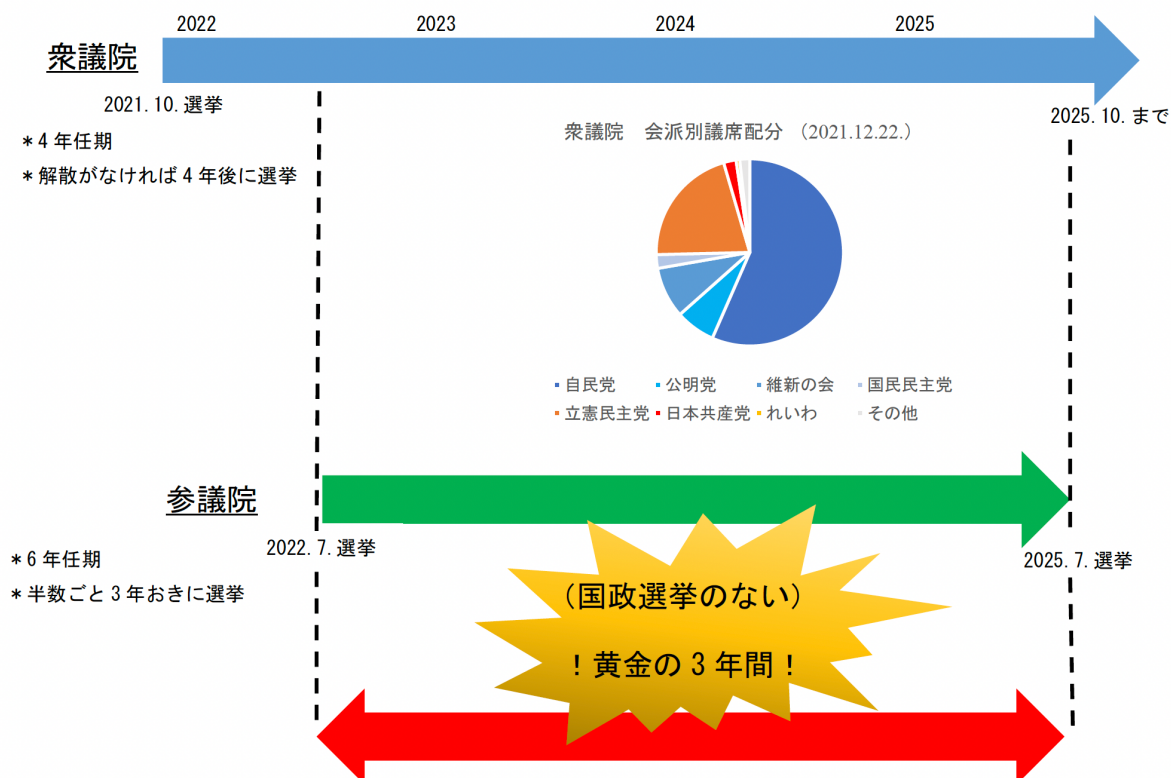
上智大学 中野晃一

Progressive! Channel

[https://www.youtube.com/channel/UC583xtn\\_Q2O2htmDBIHHXKQ](https://www.youtube.com/channel/UC583xtn_Q2O2htmDBIHHXKQ)

### 「黄金の3年間」という静かな危機

参議院選挙で改憲勢力が「勝利」すると最大 2025 年まで衆参ともに選挙がない  
改憲問題に限らず、完全ノーチェックの翼賛体制ができてしまう  
すでに改憲勢力が、衆議院では4分の3、参議院でも3分の2に  
2022 年通常国会では、26 年ぶりに政府提出法案すべてが成立  
より具体的には、2023 年 4 月から 2024 年 9 月までの約 1 年半が改憲の最大の正念場  
自公連立与党自体が増えているわけではなく、野党共闘の反動としての別働隊が問題  
このままでは、「翼賛国会」時代が到来してしまうことに



## 2021 年衆議院選挙、野党共闘は失敗したのか

|      | 自民  | ネオリベ右派 |    |       |    | 穏健保守・リベラル・左派 |       |    |    |      |
|------|-----|--------|----|-------|----|--------------|-------|----|----|------|
|      |     | みんな    | 維新 | 希望・国民 | 計  | 民主・立民        | 生活・れ新 | 社民 | 共産 | 計    |
| 2012 | 294 | 18     | 54 |       | 72 | [57]         | 9     | 2  | 8  | [76] |
| 2014 | 290 |        | 41 |       | 41 | [73]         | 2     | 2  | 21 | [98] |
| 2017 | 281 |        | 11 | 50    | 61 | 54           |       | 2  | 12 | 68   |
| 2021 | 259 |        | 41 | 11    | 52 | 96           | 3     | 1  | 10 | 110  |

### 2009-2021 衆議院選挙得票結果（小選挙区）

|      | 投票率  | 棄権者数       | 自民党        | 維新        | 民主・立民      |
|------|------|------------|------------|-----------|------------|
| 2009 | 69.3 | 31,929,787 | 27,301,982 |           | 33,475,335 |
| 2012 | 59.3 | 42,290,393 | 25,643,309 | 6,942,354 | 13,598,774 |
| 2014 | 52.7 | 49,219,697 | 25,461,449 | 4,319,646 | 11,916,849 |
| 2017 | 53.7 | 49,138,555 | 26,500,777 | 1,765,053 | 4,726,326  |
| 2021 | 55.9 | 46,418,907 | 27,626,235 | 4,802,793 | 17,215,621 |

### 2009-2021 衆議院選挙得票結果（比例区）

|      | 自民党        | 維新         | 希望・国民     | 民主・立民      | 共産党       |
|------|------------|------------|-----------|------------|-----------|
| 2009 | 18,810,217 |            |           | 29,844,799 | 4,943,886 |
| 2012 | 16,624,457 | 12,262,228 |           | 9,628,653  | 3,689,159 |
| 2014 | 17,658,916 | 8,382,699  |           | 9,775,991  | 6,062,962 |
| 2017 | 18,555,717 | 3,387,097  | 9,677,534 | 11,084,890 | 4,404,081 |
| 2021 | 19,914,883 | 8,050,830  | 2,593,396 | 11,492,095 | 4,166,076 |

## 2022 年参議院選挙の課題

2019 年参議院選挙では投票率が 5 割を切っており、今回もその恐れがある

1980 年代より繰り返されてきた「保守の危機を『改革保守』が救う」というパターン

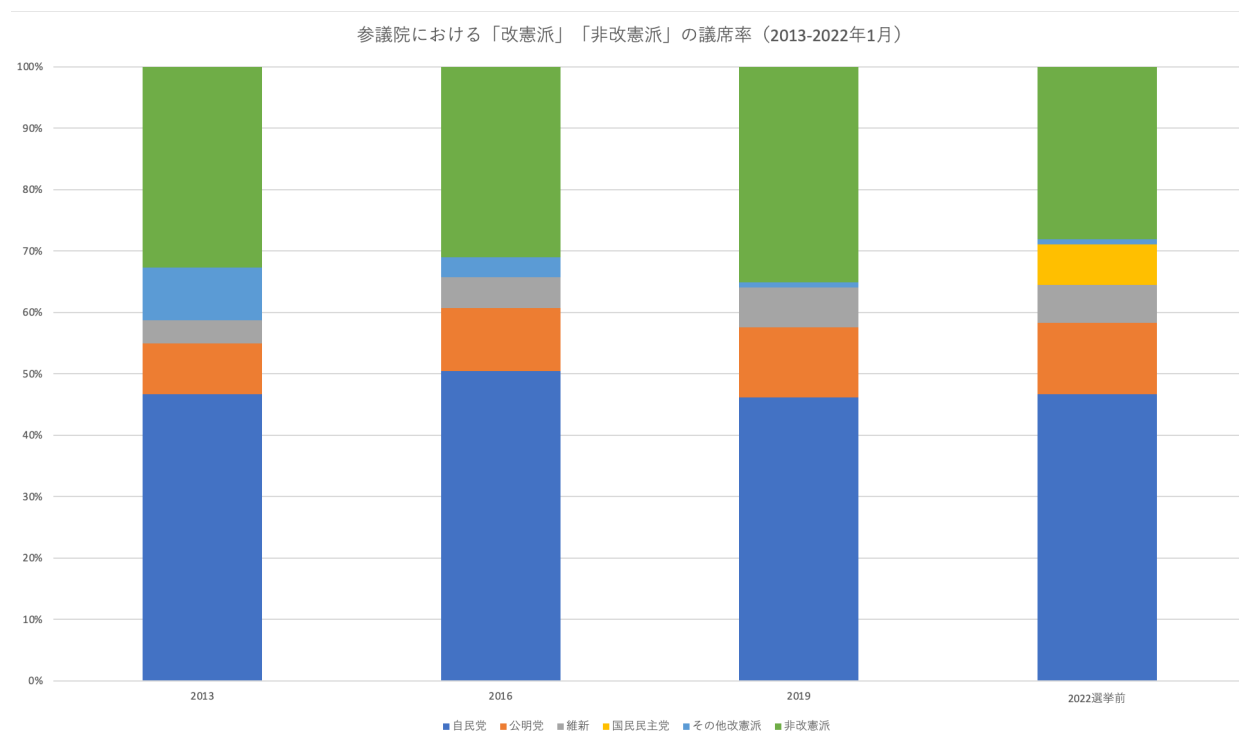
維新の比例票が立憲民主の比例票を上回る恐れがある

1 人区では 32 のうち 12 でしか一本化できず、確実に勝てるところはない

野党共闘のウェイト（衆議院 2/3、参議院 1/4）を踏まえつつ、各政党の「ブランド」強化

2010-2019 参議院選挙得票結果（比例区）

|      | 自民党        | 維新        | 国民        | 民主民進立憲     | 共産党       |
|------|------------|-----------|-----------|------------|-----------|
| 2010 | 14,071,671 |           |           | 18,450,139 | 3,563,557 |
| 2013 | 18,460,335 | 6,355,300 |           | 7,134,215  | 5,154,055 |
| 2016 | 20,114,788 | 5,153,584 |           | 11,751,015 | 6,016,194 |
| 2019 | 17,712,373 | 4,907,844 | 3,481,078 | 7,917,721  | 4,483,411 |



## 「自衛隊明記」「自衛権に言及」9条改憲で根本的に変わること

「憲法9条で日本が守れるのか」 そもそも自衛について定めた条項ではない

**第9条** 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。(＝戦争放棄、戦力の不保持、交戦権の否認)

**前文** われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。(＝平和的生存権)

**第13条** すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。(＝幸福追求権)

## 「憲法と自衛権」(防衛省) <https://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/kihon02.html>

憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えますが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第13条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が、わが国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることを禁じているとは到底解されません。一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容されます。(＝個別的自衛権(2015年から存立危機事態に際した“限定的”集団的自衛権も)の論理)

## 「憲法9条の2」(自民党案 2018年3月「条文イメージ(たたき台素案)」)

1 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

2 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

(＝平和的生存権と幸福追求権が憲法上の直接の自衛権の根拠としては消えてなくなり、国民ではなく国の安全が「必要な自衛の措置」の対象になる)

こうして憲法 9 条は 2 つの仕方で日本を守ってきた

誤って使われている「抑止」deterrence → 無視される「安全保障のジレンマ」

あまりに知られていない「安心供与」reassurance が本来は伴わないといけない

同盟のジレンマ 「見捨てられ」abandonment よりも「巻き込まれ」entrapment の懸念

### なぜ憲法 9 条の危機は医療・社会保障の危機なのか

統治機構の統制もしくは財政立憲主義の条項としての 9 条（石川健治さん）

**第 89 条** 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

**第 25 条** すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

**第 26 条** すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

これら全ての根っこにあるのが憲法 13 条

「平和国家」から「国防国家」への変貌が完成してしまう

すでに防衛費増大方針、日銀の国債引受、予備費の膨張などで「戦時財政」に向かう

こうした流れに抗い、憲法を守り活かし、医療・社会保障を基軸とする政治へと転換を